

大阪市告示第1079号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

【掲載順序】

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎健康福祉局生活福祉部保険年金課（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①平成23年度 大阪市国民健康保険等システム改修業務（住基法改正に係る
国保等システムの対応） ②随意 ③平成23年7月29日 ④株式会社エヌ・
ティ・ティ・データ関西（大阪市北区堂島3丁目1番21号） ⑤金
104,687,100円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）及び地方公共
団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2
号

（健康福祉局生活福祉部保険年金課）

大阪市告示第1080号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札告示日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 建設局総務部経理課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビルITM棟6階）

- ①東野田抽水所で使用する電気 1,368,114kWh ②一般 ③23.9.16 ④(株)
エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤34,370,320円 ⑥23.7.22
①平野市町抽水所で使用する電気 5,144,200kWh ②一般 ③23.9.16 ④
(株)エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤142,115,875円 ⑥23.
7.22
①北港抽水所で使用する電気 781,038kWh ②一般 ③23.9.16 ④(株)エネ
ット 東京都港区芝公園2丁目6番3号 ⑤34,528,855円 ⑥23.7.22

(建設局総務部経理課)

大阪市告示第1081号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

- ①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日
- ①オーケー薬局 ②東住吉区山坂五丁目16-1 山坂マンション1階 ③調剤
④平成23年7月1日
- ①アポロン薬局 東天満店 ②北区東天満一丁目6-8 ラシーヌ東天満101
③調剤 ④平成23年9月1日
- ①マルテン薬局 ②住吉区墨江四丁目1-26 ③調剤 ④平成23年9月1日
- ①共和薬局 ②東淀川区井高野二丁目5-10 中央ビル1階 ③調剤 ④平成23年9月1日
- ①スギ薬局 新大阪宮原店 ②淀川区宮原四丁目4-48 ③調剤 ④平成23年9月1日
- ①ミヤケ薬局 南津守店 ②西成区南津守四丁目3-14 ポアール21.1F ③調剤 ④平成23年8月1日

(大阪市立心身障害者リハビリテーションセンター 相談課)

大阪市告示第1082号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第4号の規定に基づき、物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	受託者	委託期間
国立国際美術館	(財)ダイキン工業現代美術振興財団 理事長 井上 礼之	平成23年10月4日から 同年12月11日まで

(ゆとりとみどり振興局文化部博物館群担当(近代美術館建設準備室))

大阪市告示第1083号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項及び大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、大阪市公園条例第9条第3項及び大阪市立プール条例第3条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

(1) 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成23年10月11日（火）	午前9時から翌日午前4時まで
長居第2陸上競技場	平成23年10月11日（火）	午前9時から翌日午前0時まで
	平成23年10月24日（月）	午前9時から翌日午前0時まで
長居球技場	平成23年10月11日（火）	午前9時から翌日午前4時まで
長居球技場練習室	平成23年10月17日（月）	午前9時から午後5時まで
	平成23年10月24日（月）	
	平成23年10月31日（月）	
長居トレーニング場	平成23年10月11日（火）	午前9時から午後9時30分まで
長居プール 水泳場(25メートルプール)	平成23年10月11日（火）	午前9時から午後9時まで

(2) 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
長居陸上競技場	平成23年10月2日（日）	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月5日（水）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年10月8日（土）	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月9日（日）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年10月10日（月）	午前7時から翌日午前1時まで
	平成23年10月15日（土）から 同月16日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月21日（金）から 同月23日（日）まで	
	平成23年10月25日（火）から 同月26日（水）まで	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年10月29日（土）	午前7時から午後9時まで
長居第2陸上競技場	平成23年10月1日（土）から 同月2日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月5日（水）	午前7時から午後10時まで
	平成23年10月8日（土）	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月9日（日）から 同月10日（月）まで	午前7時から午後11時まで

	平成23年10月12日（水）	午前9時から午後10時まで
	平成23年10月15日（土）から 同月16日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月23日（日）	
	平成23年10月25日（火）から 同月28日（金）まで	
	平成23年10月29日（土）	午前7時から午後11時まで
長居球技場	平成23年10月10日（月）	午前9時から午後10時まで
	平成23年10月12日（水）	午前9時から翌日午前0時まで
	平成23年10月15日（土）	午前7時から翌日午前0時まで
	平成23年10月22日（土）から 同月23日（日）まで	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月29日（土）	午前9時から午後11時まで
長居相撲場	平成23年10月10日（月）	午前8時から翌日午前0時まで
	平成23年10月11日（火）	午前8時から翌日午前4時まで
	平成23年10月12日（水）	午前8時から翌日午前0時まで
	平成23年10月15日（土）	午前7時から翌日午前0時まで
長居トレーニング場	平成23年10月1日（土）	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年10月2日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成23年10月4日（火）から 同月8日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年10月9日（日）から 同月10日（月）まで	午前9時から午後6時まで
	平成23年10月12日（水）から 同月15日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年10月16日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成23年10月18日（火）から 同月22日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年10月23日（日）	午前9時から午後6時まで
	平成23年10月25日（火）から 同月29日（土）まで	午前9時から午後9時30分まで
	平成23年10月30日（日）	午前9時から午後6時まで
長居庭球場	平成23年10月3日（月）から 同月7日（金）まで	午前9時から午後10時まで
	平成23年10月10日（月）から 同月14日（金）まで	
	平成23年10月17日（月）から 同月21日（金）まで	
	平成23年10月24日（月）から 同月28日（金）まで	
	平成23年10月31日（月）	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1084号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
靱テニスセンター	平成23年10月3日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成23年10月11日（火）	
	平成23年10月17日（月）	
	平成23年10月24日（月）	
	平成23年10月31日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1085号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪城弓道場	平成23年10月3日（月）	午前9時から午後9時まで
	平成23年10月11日（火）	
	平成23年10月17日（月）	
	平成23年10月24日（月）	
	平成23年10月31日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1086号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月日	供用時間
大阪市立東淀川体育館	平成23年10月17日（月）	午前9時から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1087号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月日	供用時間
大阪市立 北スポーツセンター 第1体育場	平成23年10月3日（月）	午後0時30分から午後5時20分まで
大阪市立 北スポーツセンター 第2体育場	平成23年10月17日（月） 平成23年10月24日（月） 平成23年10月31日（月）	午後0時30分から午後3時40分まで
大阪市立 北スポーツセンター 多目的室		午後1時から午後3時15分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1088号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月日	供用時間
大阪市立 此花スポーツセンター 第1体育場	平成23年10月11日（火）	午前10時から正午まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1089号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 旭スポーツセンター 第1体育場	平成23年10月3日（月）	午後3時30分から午後9時30分まで
	平成23年10月17日（月）	
	平成23年10月24日（月）	
	平成23年10月31日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1090号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	平成23年10月11日（火）	午後5時30分から午後8時40分まで
大阪市立 城東スポーツセンター 第2体育場		午後1時30分から午後4時まで
大阪市立 城東スポーツセンター 多目的室		午後4時30分から午後7時45分まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1091号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 阿倍野スポーツセンター 多目的室	平成23年10月3日（月）	午前10時30分から午後3時まで
	平成23年10月11日（火）	
	平成23年10月17日（月）	
	平成23年10月24日（月）	
	平成23年10月31日（月）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1092号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第1体育場	平成23年10月3日（月） 平成23年10月17日（月） 平成23年10月24日（月） 平成23年10月31日（月）	午前9時から午後1時まで及び午後4時から午後9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 第2体育場		午前9時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時まで
大阪市立 東住吉スポーツセンター 多目的室		午前9時から正午まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1093号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第3項の規定に基づき、次のとお

り供用時間の変更について承認したので、第4条第2項の規定により読み替えられた第3条第4項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	平成23年10月1日（土）	午前8時から午後9時まで
	平成23年10月8日（土）	
	平成23年10月9日（日）	
	平成23年10月16日（日）	
	平成23年10月20日（木）	午前7時から午後9時まで
	平成23年10月23日（日）	午前8時から午後9時まで
大阪市中央体育館 第2体育場		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1094号

次の施設について、大阪市立修道館条例（昭和37年大阪市条例第40号）第5条第2項の規定により読み替えられた第4条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、第5条第2項の規定により読み替えられた第4条3項の規定の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立修道館	平成23年10月1日（土）	午前9時から午後9時まで
	平成23年10月8日（土）	
	平成23年10月15日（土）	
	平成23年10月29日（土）	

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1095号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール）	平成23年10月5日（水）	午後3時から午後6時まで
	平成23年10月12日（水）	
	平成23年10月19日（水）	
	平成23年10月26日（水）	

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立扇町プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場 体育場	平成23年10月1日（土）から 同月31日（月）まで	午前9時から午後10時まで
大阪市立下福島プール 水泳場（25メートルプール） トレーニング場		
備考 休館日、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日は除く。		

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1096号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立大阪プール 水泳場（25メートルプール）	平成23年10月11日（火）	午前9時から午後9時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

大阪市告示第1097号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

1 臨時開場

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成23年10月11日（火）	午前9時から午後9時まで
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成23年10月3日（月）	午前6時15分から翌日午前1時15分まで
	平成23年10月11日（火）	午前6時15分から翌日午前2時まで
	平成23年10月17日（月）	午前6時15分から午前8時15分まで及び午前10時から翌日午前1時15分まで
	平成23年10月24日（月）	午前6時15分から午前8時15分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
	平成23年10月31日（月）	午前6時15分から翌日午前3時45分まで

2 供用時間の変更

施設名	月 日	供用時間
大阪市立 浪速スポーツセンター	平成23年10月1日（土）	午前9時から翌日午前0時まで
	平成23年10月4日（火）から 同月5日（水）まで	
	平成23年10月7日（金）	
	平成23年10月12日（水）	
	平成23年10月14日（金）から 同月15日（土）まで	
	平成23年10月18日（火）から 同月19日（水）まで	
	平成23年10月21日（金）	
	平成23年10月25日（火）から 同月26日（水）まで	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	平成23年10月28日（金）から 同月29日（土）まで	午前6時30分から翌日午前2時まで
	平成23年10月1日（土）	
	平成23年10月2日（日）	
	平成23年10月4日（火）	
	平成23年10月5日（水）	
	平成23年10月6日（木）	
	平成23年10月7日（金）	
	平成23年10月8日（土）	
	平成23年10月9日（日）	
平成23年10月10日（月）		

平成23年10月12日（水）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成23年10月13日（木）	午前5時から午前7時45分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
平成23年10月14日（金）	午前6時15分から翌日午前0時15分まで
平成23年10月15日（土）	午前6時30分から翌日午前0時15分まで
平成23年10月16日（日）	午前6時から翌日午前1時30分まで
平成23年10月18日（火）	午前6時15分から翌日午前2時まで
平成23年10月19日（水）	午前5時15分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前1時15分まで
平成23年10月20日（木）	午前5時15分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
平成23年10月21日（金）	午前6時15分から翌日午前2時まで
平成23年10月22日（土）	午前5時15分から翌日午前1時45分まで
平成23年10月23日（日）	午前6時から翌日午前0時15分まで
平成23年10月25日（火）	午前6時15分から午前8時15分まで及び午前10時から翌日午前2時まで
平成23年10月26日（水）	午前6時15分から午前8時15分まで及び午前10時から翌日午前1時15分まで
平成23年10月27日（木）	午前5時15分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前3時まで
平成23年10月28日（金）	午前5時15分から翌日午前2時まで
平成23年10月29日（土）	午前5時15分から翌日午前1時45分まで
平成23年10月30日（日）	午前6時から午後10時30分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1098号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	平成23年10月1日(土)から 同月2日(日)まで	午前9時から午後7時 30分まで
	平成23年10月3日(月)から 同月5日(水)まで	午前9時から午後9時 45分まで
	平成23年10月7日(金)	
	平成23年10月8日(土)から 同月10日(月)まで	午前9時から午後7時 30分まで
	平成23年10月11日(火)から 同月12日(水)まで	午前9時から午後9時 45分まで
	平成23年10月14日(金)	
	平成23年10月15日(土)から 同月16日(日)まで	午前9時から午後7時 30分まで
	平成23年10月17日(火)から 同月19日(水)まで	午前9時から午後9時 45分まで
	平成23年10月21日(金)	
	平成23年10月22日(土)から 同月23日(日)まで	午前9時から午後7時 30分まで
	平成23年10月24日(月)から 同月26日(水)まで	午前9時から午後9時 45分まで
	平成23年10月28日(金)	
	平成23年10月29日(土)から 同月30日(日)まで	午前9時から午後7時 30分まで
	平成23年10月31日(月)	午前9時から午後9時 45分まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪告示第1099号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立住吉屋内プール トレーニング場	平成23年10月1日(土)から 同月31日(月)まで	午前9時から午後10時 まで
備考	休館日を除く。	

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1100号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

施設名	月 日	供用時間
大阪市立平野屋内プール 水泳場	平成23年10月11日（火）	午前9時から午後7時まで

（ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当）

**大阪市告示第1101号**

大阪市中央卸売市場業務条例（昭和46年大阪市条例第40号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり中央卸売市場本場及び東部市場を臨時開場及び臨時休業する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

1 臨時開場日

平成24年5月5日（土）

平成24年12月24日（月）

2 臨時休業日

平成24年1月18日（水）

平成24年1月25日（水）

平成24年2月22日（水）

平成24年3月7日（水）

平成24年3月14日（水）

平成24年4月11日（水）

平成24年4月25日（水）

平成24年5月9日（水）

平成24年5月23日（水）

平成24年6月6日（水）

平成24年6月13日（水）

平成24年6月20日（水）

平成24年6月27日（水）

平成24年7月11日（水）

平成24年7月25日（水）

平成24年8月14日（火）

平成24年8月15日（水）

平成24年8月16日（木）
平成24年8月22日（水）
平成24年9月12日（水）
平成24年9月26日（水）
平成24年10月24日（水）
平成24年11月14日（水）
平成24年11月28日（水）
平成24年12月12日（水）

（中央卸売市場 企画担当）

~~~~~

**大阪市告示第1102号**

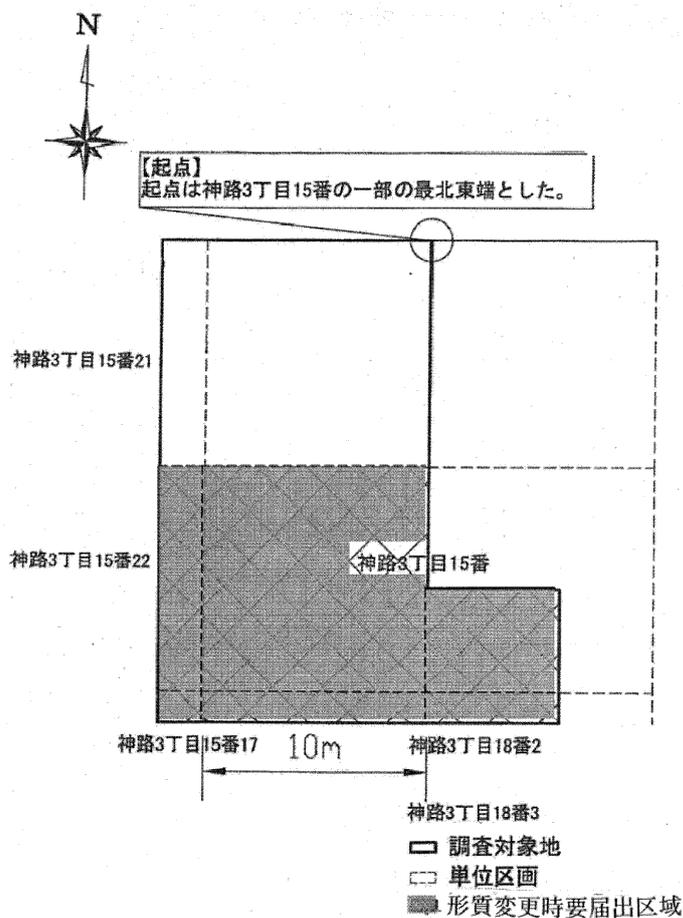
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

大阪市長 平 松 邦 夫

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
別図のとおり  
（大阪市東成区神路三丁目15番の一部）
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称  
シアン化合物  
ほう素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の名称  
シアン化合物

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1103号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

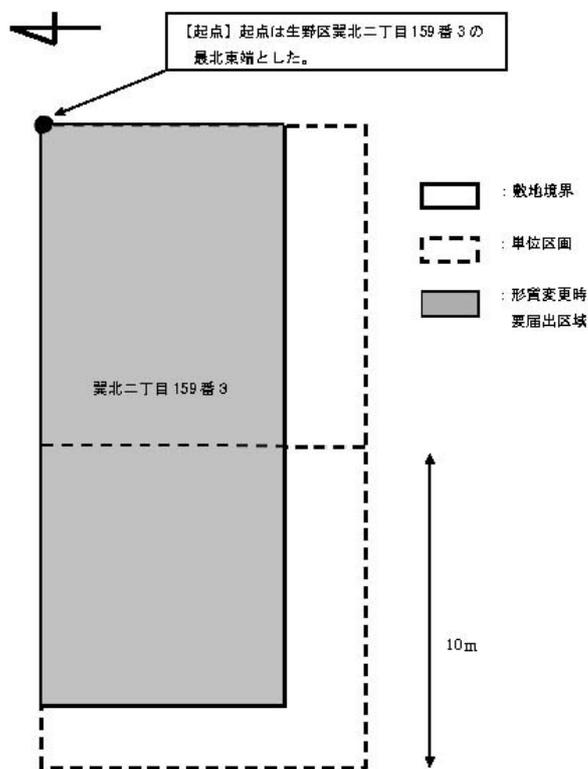
- 1 指定する形質変更時要届出区域  
別図のとおり  
(大阪市生野区巽北二丁目159番3)
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の名称  
カドミウム及びその化合物  
シアン化合物

と  
砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合しない特定有害物質の  
名称

カドミウム及びその化合物

別 図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1104号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、平成22年大阪市告示第1379号、平成23年大阪市告示第560号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時 要届出区域」という。）の一部の指定を解除する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

1 指定を一部解除する形質変更時 要届出区域

別図のとおり

（大阪市都島区友渕町一丁目6番の一部）

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

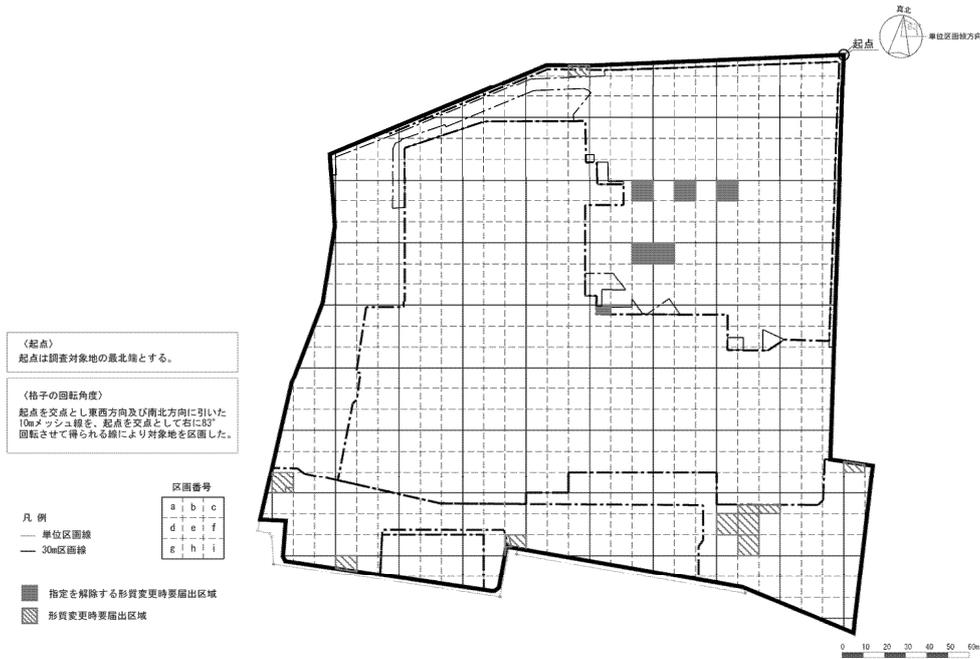
セレン及びその化合物

鉛及びその化合物  
砒素及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称

鉛及びその化合物

別図



(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第1105号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年10月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 種 類                 | 場 所           |
|---------------------|---------------|
| 自動二輪車<br>(ホンダ アズキ色) | 中央区船場中央2丁目2番先 |

(建設局管理部路政課)

**大阪市告示第1106号**

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成23年10月14日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

| 路 線 名        | 除 却 実 施 場 所 | 物 件    |
|--------------|-------------|--------|
| 市道此花区第8212号線 | 此花区梅香3丁目1番先 | 不法占拠物件 |

(建設局管理部路政課)



**大阪市告示第1107号**

次の施設について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第4条第3項後段の規定に基づき、次のとおり平成23年10月1日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第5項の規定により公告する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

1 有料自転車駐車場の利用料金

(1) 一時利用料金

| 自転車駐車場    | 自転車   |       |
|-----------|-------|-------|
|           | 一般区画  | 特定区画  |
| 岸里駅自転車駐車場 | 150 円 | 100 円 |

(2) 回数利用料金

| 自転車駐車場    | 自転車     |         |         |         |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
|           | 一般区画    |         | 特定区画    |         |
|           | 11 回分   | 24 回分   | 11 回分   | 24 回分   |
| 岸里駅自転車駐車場 | 1,500 円 | 3,000 円 | 1,000 円 | 2,000 円 |

(3) 定期利用料金

| 自転車駐車場        | 自転車     |         |         |         |         |         |         |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 一般区画    |         |         |         | 特定区画    |         |         |         |
|               | 1 月     |         | 3 月     |         | 1 月     |         | 3 月     |         |
|               | 一般      | 高校生以下   | 一般      | 高校生以下   | 一般      | 高校生以下   | 一般      | 高校生以下   |
| 岸里駅<br>自転車駐車場 | 2,000 円 | 1,700 円 | 5,700 円 | 4,800 円 | 1,200 円 | 1,000 円 | 3,400 円 | 2,800 円 |

備考

1 この表において「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転

車等の駐車場の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして市長が特に指定する区画をいう。

2 この表において「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち1に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

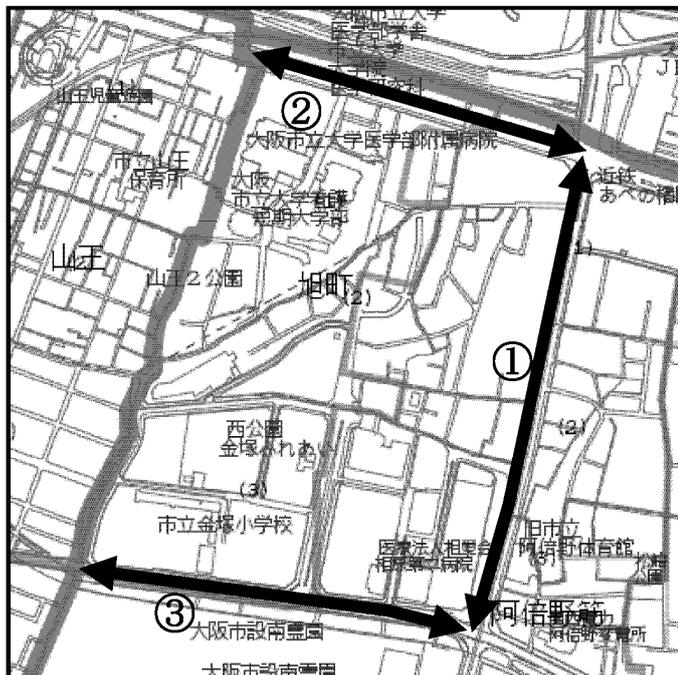
大阪市告示第1108号

次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第4項の規定に基づき、告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

| 道路の種類 | 路線名                 | 区 間                                                             | 備 考               |
|-------|---------------------|-----------------------------------------------------------------|-------------------|
| 府 道   | 大阪和泉南線<br>〔長柄塚線〕    | 阿倍野区阿倍野筋1丁目126番地から<br>阿倍野区阿倍野筋3丁目113番地まで<br>(ただし、起点に向かって左側に限る。) | 〔 〕内は、<br>都市計画道路名 |
| 市 道   | 今宮平野線<br>〔尼崎平野線〕    | 阿倍野区旭町1丁目45番の4地から<br>阿倍野区阿倍野筋1丁目126番地まで                         | 〔 〕内は、<br>都市計画道路名 |
| 市 道   | 阿倍野木津川線<br>〔津守阿倍野線〕 | 阿倍野区旭町3丁目128番の1地から<br>阿倍野区阿倍野筋3丁目113番地まで<br>(ただし、起点に向かって右側に限る。) | 〔 〕内は、<br>都市計画道路名 |



- 凡 例
- ↔ 整備区間
- ① 大阪和泉南線  
〔長柄塚線〕
  - ② 今宮平野線  
〔尼崎平野線〕
  - ③ 阿倍野木津川線  
〔津守阿倍野線〕

(建設局道路部街路課)

~~~~~

大阪市告示第1109号

次の施設について、大阪港スポーツアイランド施設条例（平成6年大阪市条例第26号）第3条第2項の規定により、次のとおり休業日の変更及び臨時休業を承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

施設名	変更内容
舞洲野球場	平成23年10月4日（火）を供用日とする。
	平成23年10月7日（金）を休業日とする。
	平成23年10月11日（火）を供用日とする。
	平成23年10月14日（金）を休業日とする。
	平成23年10月21日（金）を休業日とする。
	平成23年10月24日（月）を休業日とする。
	平成23年10月25日（火）を供用日とする。
平成23年10月28日（金）を休業日とする。	
舞洲体育館	平成23年10月11日（火）を供用日とする。

(港湾局総務部集客施設担当)

~~~~~

### 大阪市告示第1110号

次の金融機関の店舗について、大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の店舗の追加指定の決定をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

| 金融機関名 | 店 舗 名 | 所 在 地                                   | 指 定 日           |
|-------|-------|-----------------------------------------|-----------------|
| 香川銀行  | 大阪北支店 | 〒553-0003<br>大阪市福島区福島4丁目<br>6番31号機動ビル2階 | 平成23年<br>11月25日 |

(会計室会計管理担当)

## 大阪告示第1111号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

| 金融機関名  | 店舗名 | 所 在 地       |                                              | 変更日             |
|--------|-----|-------------|----------------------------------------------|-----------------|
| 大阪信用金庫 | 西支店 | 変<br>更<br>前 | 〒550-0013<br>大阪市西区新町<br>2丁目20番10号            | 平成23年<br>10月11日 |
|        |     | 変<br>更<br>後 | 〒550-0013<br>大阪市西区新町1丁目<br>3番12号四ツ橋セントラルビル1階 |                 |

(会計室会計管理担当)

## 大阪告示第1112号

次の金融機関の店舗について、所在地変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

| 金融機関名    | 店 舗 名 | 所 在 地       |                                   | 変更日             |
|----------|-------|-------------|-----------------------------------|-----------------|
| 大阪貯蓄信用組合 | 東支店   | 変<br>更<br>前 | 〒536-0021<br>大阪市城東区諏訪<br>4丁目3番5号  | 平成23年<br>11月25日 |
|          |       | 変<br>更<br>後 | 〒537-0003<br>大阪市東成区神路<br>1丁目6番16号 |                 |

(会計室会計管理担当)

## 大阪市交通局告示第43号

次のとおり落札者等について公示する。

平成23年9月30日

大阪市交通局長 新谷 和英

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
- ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 交通局総務部経理課（大阪市西区九条南1丁目12番62号）

- ①ディーゼル機関車（大型） 1台 ②一般 ③23. 7. 29 ④松山重車輛工業(株) 大阪出張所 大阪市北区中津6丁目8番10号 ⑤42,840,000円 ⑥23. 6. 10
- ①中量軌道車両用 主制御器試験装置・主制御器アンブチェッカー（更新）製造 ②随意 ③23. 7. 12 ④住友商事(株)関西ブロック 大阪市中央区北浜4丁目5番33号 ⑤197,400,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)



大阪市水道局告示第52号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成23年9月30日

大阪市水道局長 井上裕之

| 名 称              | 所 在 地            | 指 定 日      |
|------------------|------------------|------------|
| 株式会社スタートコーポレーション | 城東区諏訪3丁目14番3号    | 平成23年9月12日 |
| 株式会社ゆき           | 東住吉区住道矢田5丁目7番4号  |            |
| 阪南設備水道商会         | 東住吉区東田辺1丁目16番18号 |            |

(水道局工務部給水課)



大阪市公告第125号の2

平成23年9月2日大阪市公告第118号（一般競争入札の執行）により公示した一般競争入札（工事廃材等（住之江工場）売払）は、大阪市契約規則第29条

の規定に基づき中止する。

平成23年9月21日

大阪市長 平松邦夫  
(環境局総務部総務課)  
(平23. 9. 21揭示済)

### 大阪市公告第125号の3

平成23年9月2日大阪市公告第119号（一般競争入札の執行）により公示した一般競争入札（工事廃材等（舞洲工場）売払）は、大阪市契約規則第29条の規定に基づき中止する。

平成23年9月21日

大阪市長 平松邦夫  
(環境局総務部総務課)  
(平23. 9. 21揭示済)

### 大阪市公告第132号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成23年9月22日

大阪市長 平松邦夫

#### 1 担当

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課  
電話 06-6208-8245

#### 2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借するものである。

#### 3 入札に付する物件

建 物

| 番号 | 所在地（住居表示）                        | 地目 | 貸付地積<br>(㎡) | 指定用途                             | 予定価格<br>(賃貸借料月額) |
|----|----------------------------------|----|-------------|----------------------------------|------------------|
| ①  | 住吉区帝塚山東5丁目226番外<br>(帝塚山東5丁目8番街区) | 宅地 | 2,026.88    | あり<br>(実施要<br>領をご確<br>認くださ<br>い) | 156,000円         |

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額は含まれません。

#### 4 定期建物賃貸借の期間

平成24年4月1日から平成30年2月28日までとする。

## 5 入札参加者の資格等

## 法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること

また、入札物件を利用する事業計画等を提出していただき、外部の学識経験者等による審査会議により審査を行い、その結果を踏まえ、本市により入札参加資格を有すると承認された者を対象として、入札を行います。

## 6 入札実施要領の交付場所等

- (1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ。

- (2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成23年11月2日（水）まで

（日曜日、土曜日及び祝日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

- (3) 入札参加申込書の受付期間

平成23年10月26日（水）から平成23年11月2日（水）まで

申し込み受付期間内に簡易書留郵便（平成23年11月2日付消印有効）又は、送付書類の引き受けと配達記録が残る送付方法（平成23年11月2日付の引き受け記録有効）により、必要な書類を送付してください。

（上記以外の方法による送付、持参、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

なお、書類不備等がある場合には受付を行いません。

また、申込受付期間を過ぎた受付は一切行いません。

申込関係書類送付先

郵便番号：530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課

## 7 入札及び開札の日時

## 入札受付期間

平成23年11月24日（木）から平成23年11月30日（水）まで

受付方法 簡易書留郵便等（平成23年11月30日付消印等有効）

\*上記6(3)参照

開札受付 平成23年12月7日（水）午後1時から午後1時30分

開札日時 平成23年12月7日（水）午後2時

※ 上記開札受付時に、健康福祉局会議室（大阪市役所6階）にて入札保証金の納付をしてください。

開札は、開札室に設置している時計が午後2時になると同時に開始し、

開札開始後の入室はできません。

(2) 開札の執行場所

大阪市北区中之島1丁目3番20号（大阪市役所地下1階）

大阪市健康福祉局会議室（第8共通会議室）

8 入札保証金

見積価格（月額賃貸借料）の3ヶ月分以上

※入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

※落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

9 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（大阪市健康福祉局障害者施策部障害施設課）

（平23. 9. 22揭示済）



**大阪市公告第134号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

1 担当

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課

電話 06-6630-3164

2 入札に付すべき事項

| 売払物品                     | 数量 | 初年度登録年月 | 車台番号            | 型式          |
|--------------------------|----|---------|-----------------|-------------|
| ①中古大型有蓋ダンプ車<br>（日産ディーゼル） | 1台 | 平成13年1月 | PK262<br>F05027 | KL-PK262FZ改 |
| ②中古大型有蓋ダンプ車<br>（日産ディーゼル） | 1台 | 平成13年1月 | PK262<br>F05030 | KL-PK262FZ改 |
| ③中古大型有蓋ダンプ車<br>（日産ディーゼル） | 1台 | 平成13年1月 | PK262<br>F05031 | KL-PK262FZ改 |

3 下見日時及び場所

| 下見場所              | 保管場所             | 下見日時                                  |
|-------------------|------------------|---------------------------------------|
| 環境局西南環境<br>事業センター | 住之江区泉<br>1-1-111 | 平成23年10月21日（金）<br>午後2時30分～<br>午後3時30分 |

4 入札参加に要する書類

(1) 一般競争入札参加申出書兼契約を締結する能力を有しない者及び破産者

で復権を得ない者でない旨の誓約書（本市交付）

- (2) 大阪市契約管財局契約部物品等契約担当の発行する平成22・23年度物品  
売払入札参加承認証の写し

※平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム  
（<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>）の資料・ご案内→不用品売払  
入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

- 5 入札用紙の交付期限

本公告の日から平成23年10月20日（木）午後5時30分まで

- 6 入札説明書の交付場所等

上記1及び大阪市ホームページからダウンロード可

（[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin\\_nyusatsuanken/21-Curr.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/fubaraihin_nyusatsuanken/21-Curr.html)）

- 7 入札保証金

免除

- 8 契約保証金

落札者は契約金額の100分の10以上を指定期限までに納付すること

契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額を全額即納する場合には契約保証金を免除する。

- 9 入札執行の日時及び場所

- (1) 入札執行の日時

平成23年10月24日（月） 午前10時

- (2) 入札執行の場所

あべのルシアスビル12階 大阪市環境局入札室

- 10 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分  
を含むものとする。

- 11 入札の無効

- (1) 大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のい  
ずれかに該当する入札

- (2) 大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者  
及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けて  
いる者がした入札

※入札に参加しようとする者は、入札に付すべき事項の欄記載のとおり、  
必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無  
効とする。

- 12 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とす  
る。

但し、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を  
提出しなかった場合は、次順位のものゝ落札者とする。

## 13 その他

- (1) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

## 14 問い合わせ先

(売払物品に関する問い合わせ先)

環境局事業部事業管理課 電話06-6630-3252

(入札・契約に関する問い合わせ先)

環境局総務部総務課（契約グループ） 電話06-6630-3164

(環境局総務部総務課)

~~~~~

大阪市公告第135号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松 邦夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号

A T Cビル I T M棟6階

大阪市建設局総務部経理課

電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

物件番号	売払物品	数量
①	安田外4自転車保管所古自転車等-11	5山
②	南港外3自転車保管所古自転車等-11	4山

3 下見日時及び保管場所

	下見日時		保管場所	所在地
①	10月20日 (木)	午前10時から 午後5時まで	安田保管所	鶴見区安田2丁目5番16号
			大宮保管所	旭区大宮1丁目1番32号
			巽西保管所	生野区巽西2丁目8番付近
			都島保管所	都島区都島南通2丁目1番19号
			長吉南保管所	平野区长吉長原東1丁目2番先
②	10月20日 (木)	午前10時から 午後5時まで	南港保管所	住之江区南港東5丁目3番41号
			西島保管所	西淀川区西島1丁目2番付近
			新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷1丁目2番付近
			北港保管所	此花区北港2丁目1番付近

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課

電話 06-6615-6684

FAX 06-6615-6577

4 入札参加資格

(1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年10月19日（水）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

(2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること

5 入札参加申込の受付期間及び受付場所

(1) 受付期間 本公告の日から平成23年10月19日（水）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後1時から午後1時45分までを除く。）

(2) 受付場所 上記1に同じ

6 入札参加資格の審査等

(1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。

7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成23年10月19日（水）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。

8 契約条項を示す場所

上記1に同じ

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。

契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。

11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室

12 入札執行日時

① 平成23年10月21日（金） 午前10時

② 平成23年10月21日（金） 午前10時30分

13 入札の方法

(1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること

(2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること

14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カー

ド、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

- (1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。
- (2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市公告第136号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成23年9月30日

大阪市長 平松邦夫

1 契約担当

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号
ATCビル I TM棟6階
大阪市建設局総務部経理課
電話06-6615-7540

2 入札に付すべき事項

売払物品	数量
鶴見外9自転車保管所古自転車等－7	10山

3 下見日時及び保管場所

下見日時	保管場所	所在地
10月24日 (月) 午前9時30分から 午後4時30分まで (ただし、午前11 時30分から午後1 時30分を除く。)	鶴見保管所	鶴見区安田2-6
	天王寺バイパス 高架下保管所	天王寺区南河堀町7
	南港第2保管所	住之江区南港東2-4先 (阪神高速道路湾岸線高架下)
	新木津川大橋 保管所	住之江区柴谷1-2番附近 (新木津川大橋高架下)
	下寺北保管所	浪速区下寺3-6
	港工場保管所	港区福崎1-2
	菅原保管所	東淀川区菅原1-6
	三国本町保管所	淀川区三国本町1-2
	新大阪北保管所	淀川区宮原1-6
野中北保管所	淀川区野中北1-3	

※下見を希望する場合は、下見日前日の正午までに、次の担当に電話連絡の上仕様書添付の「保管所下見予約票」をファクシミリにて送信すること（ただし、本市の休日を除く。）

建設局管理部自転車対策課 電話 06-6615-6684

FAX 06-6615-6576

4 入札参加資格

(1) 平成22・23年度物品売払入札参加承認を受けていること

承認を受けていない場合は、契約管財局契約部物品等契約担当に本市物品売払入札参加申請を行うこと。ただし、平成23年10月21日（金）までに参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(参加申請に要する書類)

ア 物品売払入札参加申請書（誓約書・委任状）（本市様式）

イ 使用印鑑届（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

ウ 物品売払入札参加承認証（本市様式）

*平成22・23年度の物品売払入札参加申請要領は大阪市電子調達システム (<http://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/>) の資料・ご案内→不用品売払入札等のご案内→「平成22・23年度申請書」からダウンロードすること

エ 法人にあつては、登記事項全部証明書等の写し

オ 法人にあつては、法務局発行の印鑑証明書

個人にあつては、市区町村長発行の印鑑証明書

*エ、オについては、発行後3ヶ月以内のもの

- (2) 古物営業法に基づく、古物商許可証（行商する）を受けていること
- 5 入札参加申込の受付期間及び受付場所
 - (1) 受付期間 本公告の日から平成23年10月21日（金）午後5時30分までの本市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）
 - (2) 受付場所 上記1に同じ
- 6 入札参加資格の審査等
 - (1) 5の受付時において、入札参加資格を審査し、資格を認めた者に対して入札書（物品買受申込書）を交付する。

資格審査は、4にある承認証等を確認することによるので、持参すること
 - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、入札時に本人確認を行うので、17(2)にある本人確認書類を必ず持参すること。
- 7 仕様書の交付方法

本公告の日から平成23年10月21日（金）午後5時30分まで、大阪市ホームページにて交付する。また、上記1においても無償で交付する。
- 8 契約条項を示す場所

上記1に同じ
- 9 入札保証金

免除
- 10 契約保証金

契約金額の100分の10以上を指定期限（入札日当日）までに納付すること
ただし、契約金額の全額を即納する場合は免除する。
契約保証金は、債務の履行を完了した後に還付する。
- 11 入札執行場所

A T Cビル I T M棟 6階 大阪市建設局入札室
- 12 入札執行日時

平成23年10月25日（火） 午前10時
- 13 入札の方法
 - (1) 入札書（物品買受申込書）には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含む金額を記載すること。また、契約書・仕様書等の内容を十分確認した上で、入札すること
 - (2) 物品売払入札参加承認証に記載される個人、代表者又は契約上の受任者以外の者（代理人）が入札する場合は、必ず物品売払入札参加承認証に記載される個人又は代表者作成の委任状を添えて入札すること
- 14 入札に参加できない者

地方自治法施行令第167条の4に該当する者、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除

措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者

15 入札の無効

大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条第1項各号のいずれかに該当する入札

（注1）開札後落札決定までに、物品買受申込者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

16 落札者の決定

予定価格以上で最高の価格で有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者が指定期限までに契約保証金を納付したことを証する書類を持参しなかった場合は、次順位の者を落札者とする。

17 契約の決定、決定の無効

(1) 落札者について、本人確認を行い、本人確認ができない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第2項に該当するとして、契約の締結は行わない。

(2) 本人確認は、次の書類を提示する方法により行う。

ア 下記書類を1点提示すれば足りる場合

運転免許証、旅券、外国人登録証明書、写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国又は地方公共団体の機関が発行した写真付き身分証明書

イ 下記書類を複数提示する方法による場合

被保険者証（国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険）、共済組合証、高齢受給者証、国民年金手帳、年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）、共済年金証書、恩給証書、写真の貼付のない住民基本台帳カード、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの

18 その他

(1) 10の契約保証金が指定期限までに納付できない場合、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第32条第3項の契約締結の手続を怠ったとして、落札の決定を無効とする。

(2) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

- (3) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号）第28条に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

(建設局総務部経理課)

大阪市人事委員会公告第20号

大阪市職員労働組合（登録番号第1号）から届出のあった登録事項の変更（役員の改選）の件について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第9項、職員団体の登録に関する条例（昭和26年大阪市条例第24号）第4条の規定に基づき次のとおり登録し、専従休職を与えられている者の氏名を次のとおり登録したので、同条例第6条第3項の規定に基づき公告する。

平成23年9月30日

大阪市人事委員会
委員長 西村捷三

- 1 職員団体登録簿中第5項（理事その他の役員の氏名、住所及び職名（職員以外の者にあつてはその職業））を次のとおり変更した。

理事その他の役員名簿

団体における役名	所属名	職名	氏名	住所
執行委員長	西成区役所	事務	比嘉 一郎	大阪市東住吉区田辺 2-5-6-405
副執行委員長	環境局	事務	岩中 伸晃	大阪市東淀川区井高野 1-2-2-101
	環境局	事務	嶋崎 淑美	大阪市住吉区长居 3-2-26-702
	建設局	事務	南部 芳昭	大阪府大阪狭山市 池尻自由丘1-12-28
	健康福祉局	福祉	山口 勝己	大阪市北区長柄東 3-2-41
書記長	経済局	事務	宮崎 正	大阪市東住吉区東田辺 2-14-37
執行委員	福島区役所	事務	大下 美智代	大阪府大阪狭山市 東池尻3-921-12
	生野区役所	事務	尾古貴 美子	大阪府松原市天美東 7-63-105
	教育委員会 事務局	社会教育 主事補	姜 清淑	大阪市生野区巽北 4-1-3
	西成区役所	事務	木村 ひとみ	大阪府寝屋川市神田町 10-1-605
	此花区役所	事務	黒田 悦治	大阪市旭区新森 2-21-23
	淀川区役所	事務	田中 浩二	大阪府茨木市白川 3-1-1-203
	鶴見区役所	事務	徳野 尚	大阪市城東区新喜多 1-2-7-1107

	港区役所	事 務	仁井 宏有	大阪府和泉市繁和町 10-35
	市職本部	組合職員	比留間 稔史	大阪市東成区中本 5-12-26-801
	阿倍野区役所	事 務	三宅 浩司	大阪市淀川区木川西 4-4-16-411
	住吉区役所	事 務	山田 俊文	大阪府東大阪市足代 1-7-14
特別選出 執行委員	市職本部	組合職員	徳永 秀昭	大阪府泉南郡熊取町 野田3-1355-1
	市職本部	組合職員	廣石 健次	大阪市住吉区庭井 1-14-12
	市職本部	組合職員	山下 博司	兵庫県西宮市西宮浜 4-11-6-301
	建設局	技 術 (土木)	山本 善久	大阪市天王寺区細工谷 2-11-10

- 2 職員団体登録簿中第6項（専従休職を与えられている者の氏名）を次のとおり登録した。

専従休職者名簿

職員団体名	登録番号	氏 名
大阪市職員労働組合	1	比嘉 一郎
		南部 芳昭
		岩中 伸晃
		宮崎 正
		田中 浩二
		仁井 宏有
		三宅 浩司
		山本 善久

- 3 登録年月日
平成23年9月20日

(監査・人事制度事務総括局任用調査部調査課)